

広島県告示第千七十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定によって、次のとおり指定居宅サービス事業の廃止の届出があった。

平成二十三年十二月一日

広島県知事 湯崎英彦

指定居宅サービス事業者	主たる事務所の所在地	名称	名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
有有限会社サクシード	安芸郡海田町国信二丁目一番三三三号	デイサービスセンターあいひだまりの家	安芸郡海田町国信一丁目一〇番二五号	通所介護	平成二十三年八月三十一日	
医療法人財団愛人会	広島市中区大手町一丁目四番一〇号	医療法人財団愛人会訪問看護ステーションげんき	広島市中区大手町一丁目四番一〇号	訪問看護	平成二十三年九月三〇日	
有有限会社ちいさな手	東広島市安芸津町小松原五四九番地一	有有限会社ちいさな手	東広島市安芸津町小松原五四九番地一	福祉用具貸与	平成二十三年九月三〇日	
有有限会社ちいさな手	東広島市安芸津町小松原五四九番地一	有有限会社ちいさな手	東広島市安芸津町小松原五四九番地一	特定福祉用具販売	平成二十三年九月三〇日	
株式会社社縁	広島市安佐北区安佐町飯室一五六三番地の二	デイサービスセンター楽々苑	広島市安佐北区安佐町飯室一五六三番の一	通所介護	平成二十三年一月二日	
社会福祉法人古家真会	広島市東区東山町一番九号	デイサービスセンター東山	広島市東区東山町一番九号	通所介護	平成二十三年一月二日	
株式会社R2L	広島市安佐南区長東西三丁目二番三二二〇二	デイサービス和气あいあい	広島市安佐北区口田一丁目五番五号	通所介護	平成二十三年一月二日	
社会福祉法人若菜	尾道市東尾道六番一六号	デイサービスセンター川辺の里	尾道市御調町本七三七番地二	通所介護	平成二十三年一月二日	